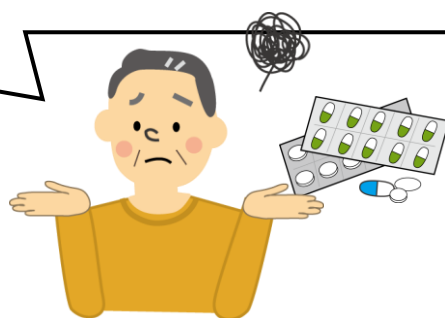


健康食品広告表示



健康食品の訪問販売を受けた。「飲むだけで腰の痛みがよくなりますよ」と紹介されたので購入したが、飲み続けても効果はなく、問い合わせをすると「最低でも半年は飲み続けないと効果があらわれませんよ～」と言われた。

その後も飲み続けているが効果はなさそうであり、商品も高価であったので返品したい。



【アドバイス】

医薬品として承認又は認証を受けていないものについては、「病気が治る」「飲むだけで痩せる」などの医薬品的な効能効果または身体に影響を及ぼすような記載は薬事法で禁止されています。



今回の事例のように勧誘方法に問題のあった場合は、クーリングオフができる可能性がありますので、諦めずに消費生活相談窓口へご相談ください。健康食品のメリット・デメリットを理解し、セールストークを鵜呑みにして、購入、契約することのないよう注意しましょう。

太宰府市消費生活相談窓口

日時：毎週月・水・金曜日 9:30～16:00（正午～午後1時までは昼休み）

場所：市役所2階 消費生活相談窓口

※予約は必要ありません。

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

日時：毎月第3木曜日 13:00～16:00

場所：市役所2階 消費生活相談窓口

※予約が必要です。

〈お問い合わせ先・相談予約申し込み先〉

092-921-2121（内線438）

健康第一！

